

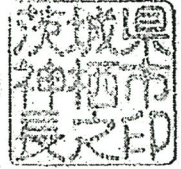


神栖市告示第 95号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第2項において準用する同法第19条第1項の規定により、鹿島臨海都市計画用途地域を変更したので、同法第20条第1項の規定に基づき告示し、同条第2項の規定に基づき、当該都市計画の図書を次の場所において縦覧に供する。

平成30年 7月 1日

神栖市長 石田 進



1. 都市計画の種類

用途地域

2. 都市計画を変更する土地の区域

別紙のとおり

3. 縦覧場所

神栖市都市整備部都市計画課

1. 計画書

鹿島臨海都市計画用途地域の変更（神栖市決定）

都市計画用途地域を次のように変更する。

（神栖市）

種類	面積	建築物の延べ面積の敷地面積に対する割合	建築物の建築面積の敷地面積に対する割合	外壁の後退距離の限度	建築物の高さの限度	建築物の敷地面積の最低限度	備考
第一種低層住居専用地域	約 229 ha	8/10以下	4/10以下	—	10m	—	約5.7%
	約 37 ha	10/10以下	5/10以下	—	10m	—	
小計	約 266 ha	—	—	—	—	—	
第二種低層住居専用地域	約 48 ha	10/10以下	5/10以下	—	10m	—	約1.9%
	約 39 ha	15/10以下	6/10以下	—	10m	—	
小計	約 87 ha	—	—	—	—	—	
第一種中高層住居専用地域	約 388 ha	20/10以下	6/10以下	—	—	—	約8.4%
第二種中高層住居専用地域	約 96 ha	20/10以下	6/10以下	—	—	—	約2.1%
第一種住居地域	約 256 ha	20/10以下	6/10以下	—	—	—	約5.5%
第二種住居地域	約 57 ha	20/10以下	6/10以下	—	—	—	約1.2%
準住居地域	約 70 ha	20/10以下	6/10以下	—	—	—	約1.5%
近隣商業地域	約 31 ha	20/10以下	8/10以下	—	—	—	約0.7%
商業地域	約 5.4 ha	20/10以下	8/10以下	—	—	—	約0.8%
	約 33 ha	40/10以下	8/10以下	—	—	—	
小計	約 38 ha	—	—	—	—	—	
準工業地域	約 577 ha	20/10以下	6/10以下	—	—	—	約12.4%
工業地域	約 17 ha	20/10以下	6/10以下	—	—	—	約0.4%
工業専用地域	約 2,762 ha	20/10以下	6/10以下	—	—	—	約59.4%
合計	約 4,646 ha	—	—	—	—	—	約100.0%

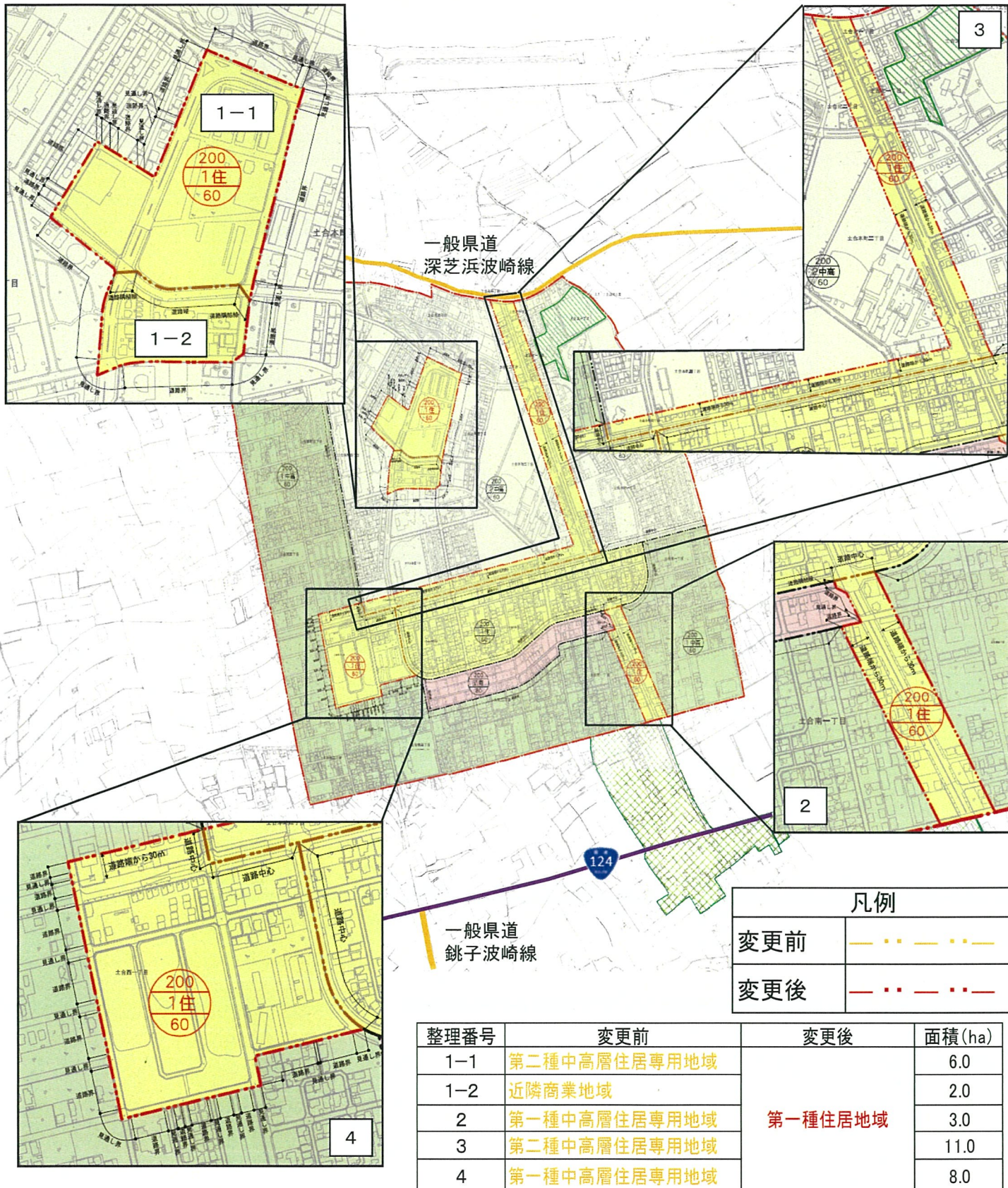
「種類、位置及び区域は計画図表示のとおり」

※10ヘクタール以上の場合は、四捨五入により整数表記のため合計と一致しない。

理由

土合地区における商業系土地利用や、利便性の高い土地利用を実現するために、本案のとおり変更するものである。

鹿島臨海都市計画 用途地域の変更【神栖市決定】



【変更理由】

土合地区における商業系土地利用や、利便性の高い土地利用を実現するために、用途地域を変更する。